

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則	教育総務課	1頁
告 示	○ 三重県個人情報保護条例第49条第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示の廃止	教育総務課	1頁
	○ 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定の廃止	高校教育課	2頁
訓 令	○ 三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令	教職員課	2頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	3頁
	○ 公立幼稚園の名称変更届の受理	学校経理・施設課	3頁

### 規 則

三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布します。  
令和五年三月二十四日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県教育委員会規則第一号

三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正)

第一条 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第十四号様式中「三重県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

(教育委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の廃止)

第二条 教育委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十九号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申込書その他の書類は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第8号

三重県個人情報保護条例第49条第2項の実施機関が別に定める機関(平成29年三重県教育委員会告示第14号)は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月24日

三重県教育委員会告示第9号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定（平成30年三重県教育委員会告示第25号）は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月24日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

訓 令

教委訓第1号

各県立学校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令  
三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程（平成17年教委訓第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長の権限に属する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長が専決することに関し必要な事項を定めるものとする。 (専決する事務) 第2条 県立学校の校長が専決する事務は、次に掲げるものとする。 (1) 法第82条の規定による決定 (2) 条例第3条第2項及び条例第4条の規定による延長 (3) 法第93条の規定による決定 (4) 法第94条第2項及び第95条の規定による延長 (5) 法第101条の規定による決定 (6) 法第102条第2項及び法第103条の規定による延長	(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長の権限に属する三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長が専決することに関し必要な事項を定めるものとする。 (専決する事務) 第2条 県立学校の校長が専決する事務は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第二十条の規定による決定 (2) 条例第二十一条第二項及び第二十二条の規定による延長 (3) 条例第三十三条第一項及び第二項の規定による決定 (4) 条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定による延長 (5) 条例第四十条第一項及び第二項の規定による決定 (6) 条例第四十一条第二項及び第四十二条の規定による延長

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和5年3月24日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
松阪市立三雲北幼稚園	令和5年3月31日	松阪市立幼保連携型認定こども園を設置するため
松阪市立三雲南幼稚園		

公立幼稚園の名称変更届を次のとおり受理しました。

令和5年3月24日

三重県教育委員会

名 称	変更しようとする日	名 称 変 更 の 理 由
変更前 松阪市立中川幼稚園	令和5年4月1日	松阪市立幼稚園型認定こども園の設置に伴い、名称変更を行う
変更後 松阪市立中川こども園		
変更前 松阪市立豊田幼稚園		
変更後 松阪市立豊田こども園		

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会